

令和7年12月19日

報道関係者 各位

PRESS RELEASE



和歌山県・紀の川市

令和7年11月16日執行の紀の川市議会議員一般選挙に係る

当選の効力に関する異議の申出に対する決定について

令和7年11月16日執行の紀の川市議会議員一般選挙の当選の効力に関する異議の申出について、12月10日に投票の開披再点検を行い、12月18日開催の選挙管理委員会において、下記のとおり決定し、本日異議申出人に交付しましたのでお知らせします。

記

1. 決定内容 異議の申出を棄却する
2. 決定理由 添付の決定書のとおり

【本件に関する問い合わせ先】

紀の川市総合行政委員会事務局(選挙管理委員会) 担当: 池本・上野

TEL:0736-77-2511(内線 20187) FAX:0736-77-3187



笑顔で
歩んだ20年
輝く未来へ
紀の川市

決 定 書

異議申出人 豊岡 嶺侃

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年11月19日付けをもって提起された同年11月16日執行の紀の川市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、紀の川市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の要旨

1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人大田裕之の当選を無効とする決定を求める。

2 異議申出の理由

最下位で当選した大田裕之候補（以下「大田候補」という。）と次点候補者の豊岡嶺侃候補（以下「豊岡候補」という。）の得票差が2票と極めて僅差であることから、大田候補の得票の中に無効とすべき票が含まれている可能性、無効とされた票の中に本来有効票と判断し得る豊岡候補の票が含まれている可能性、豊岡候補と同じ「岡」を含む氏である上岡一夫候補（以下「上岡候補」という。）、面岡宣博候補（以下「面岡候補」という。）の得票の中に豊岡候補の票が含まれている可能性、豊岡候補及び大田候補の得票計算に誤りがある可能性があり、選挙結果に重大な影響を及ぼすおそれがある。よって、以下の票を再点検及び再計数をし、当選効力の確認をすべきである。

- （1）大田裕之有効投票
- （2）豊岡嶺侃有効投票
- （3）上岡一夫有効投票
- （4）面岡宣博有効投票
- （5）無効投票

決定の理由

本件異議申出は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第206条第1項に基づく当選の効力に関する異議の申出であり、本件選挙に係る当選人の告示の日である令和7年11月17日から14日以内である同年11月19日に行われた適法なものであるため、当委員会は同年12月2日の選挙管理委員会で受理し、申出人の主張について厳正に、かつ、慎重に審理した。

本件選挙の選挙会は公職選挙法の規定に基づき手続きが行われ、選任された10人の選挙立会人の参会を得て適法に開催されたものである。

また、開票作業では、投票の効力の決定において疑義のある票は、疑問投票を処理する係が判例、実例等を留意して判定するとともに、選挙立会人の意見を聴き選挙長が決定をしており、選挙の結果に対して異議なく閉会されたことから適正に行われたと判断できる。

一方、最下位当選人の大田候補と次点の豊岡候補の得票差が2票と僅差であることを踏まえると、本件異議申出に対し厳正に対処する必要があると判断し、投票の再点検を行うこととした。

調査対象となる票は、申出人の求めのとおり、大田候補、豊岡候補、上岡候補、面岡候補の有効投票及び無効投票とした。

1 開披再点検について

（1）開披再点検の実施

当委員会は、本件異議申出の決定に当たり厳正を期すため、令和7年12月10日に申出人及び当選の無効の決定を求められている大田候補の立会いのもと、投票用紙保存箱の梱包及び封印に異常のないことを確認した上で、開披再点検（以下「本件開披再点検」という。）を行った。

調査対象票

「大田裕之」有効投票（689票）

「豊岡嶺侃」有効投票（687票）

「上岡一夫」有効投票（1, 689票）

「面岡宣博」有効投票（1, 121票）

無効投票（355票）

合計4, 541票

（2）摘出票及び判断基準

本件開披再点検において、票束ごとに再計数し再点検を行ったところ、申出人から指摘された摘出票は10票であり、すべて大田候補の有効投票の中から摘出された。また、大田候補から指摘された摘出票は1票であり、豊岡候補の有効投票から摘出された。合計11票について、投票の効力判定に疑義があるものとして指摘を受けた。

なお、別記１は大田候補の有効投票の中から、別記２は豊岡候補の有効投票の中から摘出されたものである。また、再計数については、調査対象の票すべてにおいて誤りは認められなかった。

別記１及び別記２の投票の効力の判定に当たっては、次の法律の規定及び判決に示された考え方に従った。

【公職選挙法】

第６７条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、第６８条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

第６８条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (１) 所定の用紙を用いないもの
- (２) 公職の候補者でない者又は第８６条の８第１項、第８７条第１項若しくは第２項、第８７条の２、第８８条、第２５１条の２若しくは第２５１条の３の規定により公職の候補者となることができない者の氏名を記載したもの
- (３) 第８６条第１項若しくは第８項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第１項各号のいずれにも該当していなかったものの当該届出に係る候補者、同条第９項後段の規定による届出に係る候補者又は第８７条第３項の規定に違反してされた届出に係る候補者の氏名を記載したもの
- (４) 一投票中に２人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの
- (５) 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの
- (６) 公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- (７) 公職の候補者の氏名を自書しないもの
- (８) 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

２～３（略）

【昭和２５年７月６日最高裁判所判決】

○記載不正確な投票の帰属の判定

投票は何人かを選挙しようとする選挙人の意思を表現しようとする手段であるから、たとい投票に記された文字に誤字、脱字があり又は明確を欠く点があつても、その記された文字の全体的考察によつて当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、すべての選挙を基調とする代表制民主主義政治の根本理念に合致するものと言うべきである。

【昭和31年2月3日最高裁判所判決抜粋】

○選挙人の意思の判断

候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもつて投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であつても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきであつて、これを候補者でない者に対する投票と認めるべきではない。

【昭和32年9月20日最高裁判所判決抜粋】

○記載不正確な投票

特段の事由によるものを除き、選挙人は一人の候補者に対して投票する意思をもつてその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を二人の候補者氏名を混記したものとして無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであつて、そうでない場合は、公職選挙法六八条五号七号に該当する無効のものでない限り、いずれか一方の氏名にもつとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。(引用文中「公職選挙法第六八条五号七号」は、現行は「公職選挙法第六十八条第一項第六号第八号」である。)

【平成4年7月10日最高裁判所判決抜粋】

○記載不完全な投票

公選法六七条後段の規定の趣旨に徴すれば、投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できる限りその投票を有効とするように解すべきであり、投票に記載された文字に誤字、脱字や明確を欠く点があり、投票の記載が候補者の氏名と一致しない場合であっても、その記載された文字を全体的に考察することによって選挙人がどの候補者に投票する意思をもつて投票したかを判断し得るときには、右投票を当該候補者に対する有効投票と認めるのが相当である。そして、投票を二人の候補者氏名を混記したものとして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであつて、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである。

【昭和32年4月30日東京高等裁判所判決】

○不明瞭な氏名記載

「上條重一」「上條友一」「上條一」「上條要一」「上條安一」「上條真一」「上條正一」「上條敬一」と記載された各投票は、候補者上条愛一の氏が記載されており、しかも名の部分において同候補者の名の一字「一」が記載されているので、他に右各記載と同一の名の候補者

がないときは、いずれも前記候補者の名を誤記したものとして、同候補者の有効得票と解すべきである。

【昭和34年2月20日最高裁判所判決】

○北条愛一は上条愛一の有効投票

「北条愛一」、「北條愛一」と記載された票は、その名は候補者「上条愛一」の名「愛一」と一致し、姓も第二字「条」は一致し、ただ第一字「上」が「北」と記載されているのに止まるのであつて、これら投票は、選挙人が候補者上条愛一の氏名を誤つて記憶して記載したものかあるいは単なる誤記と解すべきである。

【昭和34年2月10日最高裁判所判決】

○両候補者の氏名の混記

候補者中に下條康麿、上条愛一なる者がある場合に、「下条愛一」、または「下條愛一」と記載された各投票は、全体としてみれば「下條康麿」とはあまり近似性がなく、著しく「上条愛一」に近似していると認められるから、右両候補の氏名混記または「下条愛一」という第三者の氏名の記載として無効投票と解するよりも、むしろ上条候補の有効得票と解するのを相当とする。

【昭和35年8月5日広島高等裁判所判決】

○混記有効

候補者の中に中田吉雄及び小田スエなるものがある場合に、「小田よしお」と記載された投票は候補者「中田吉雄」の名と候補者「小田スエ」の氏を組合せた記載であるが小田候補者は女性であるので、同人に投票しようとする選挙人が、男性の名「吉雄」「よしお」を記載することは通常考えられないことであること、記載の名が中田候補と同一呼称であること、両名の氏が「田」の字を共通していること等を合せ考えると、「中田吉雄」に対し投票する意思であることが推定できるので、同人の有効投票とすべきである。

【昭和26年5月9日広島高等裁判所判決】

○候補者の氏名と類似した字音をもつ字で記載された投票または候補者の氏の書き損じと認められる投票

候補者に類似した氏名の者がいない以上、「小滝均」「こざぎ」「ヨザキ」「小崎」と記載した各投票は、字音が類している点から、また「こたち」と記載した投票は「こたき」の書き損じと推測されるので、これらは、いずれも候補者小滝彬の有効得票と認むべきである。

2 摘出票の判定について

摘出された票の当委員会の判定は以下のとおりである。

(1) 別記1－1及び別記1－2（「おおたに裕之」と記載された投票）

本件選挙において、「おおたに」という姓の大谷さつき候補（以下「大谷候補」という。）と「おおた」という姓の大田候補が存在する。本投票は「おおたに」と記載した後に明確に「裕之」と記載している。二人の氏名が混記しているが、大谷候補と大田候補の名は3文字と2文字であり、大谷候補の名である「さつき」と大田候補の名である「裕之」に類似性は認められない。また、大谷候補は女性であるので、同人に投票しようとする選挙人が、男性に多い「裕之」という名を記載することは考えにくい。両名の氏が「おおた」という字を共有していることで混記したことが考えられ、大田候補に投票する意思が類推されるので、大田候補の有効投票と判断する。

(2) 別記1－3（「おお裕之」と記載された投票）

「おお」という姓は他の候補者中に存在しておらず、「裕之」の記載があることから、「おおた」の「た」が脱字したと考えられるので、大田候補の有効投票と判断する。

(3) 別記1－4（「おおた裕一」と記載された投票）

「おおた裕」を含む候補者は大田候補しかおらず、「裕一」という名の候補者は本件選挙には存在しない。よって選挙人は大田候補に投票する意思をもって記載したところ名の一部を誤記したものと解するので、大田候補の有効投票と判断する。

(4) 別記1－5（「おおたひろき」と記載された投票）

「おおたひろ」を含む候補者は大田候補しかおらず、「ひろき」という名の候補者は本件選挙には存在しない。よって選挙人は大田候補に投票する意思をもって記載したところ名の一部である「ゆ」を脱字したものと解するので、大田候補の有効投票と判断する。

(5) 別記1－6（「大谷ひろゆき」と記載された投票）

本件選挙において、大谷候補と大田候補が存在している。本投票は「大谷」と記載した後に明確に「ひろゆき」と記載している。二人の氏名が混記しているが、大谷候補の名である「さつき」と大田候補の名である「ひろゆき」は「き」のみ一致しているが、文字数も異なり音感にも類似性は認められない。また、大谷候補は女性であるので、同人に投票しようとする選挙人が、男性に多い「ひろゆき」という名を記載することは考えにくい。両名の氏が「大」という字を共有していることで混記したことが考えられ、大田候補に投票する意思が類推されるので、大田候補の有効投票と判断する。

(6) 別記1－7 (「おおたにひろゆき」と記載された投票)

本件選挙において、大谷候補と大田候補が存在している。本投票は「おおたに」と記載した後に明確に「ひろゆき」と記載している。二人の氏名が混記しているが、大谷候補の名である「さつき」と大田候補の名である「ひろゆき」は「き」のみ一致しているが、文字数も異なり音感にも類似性は認められない。また、大谷候補は女性であるので、同人に投票しようとする選挙人が、男性に多い「ひろゆき」という名を記載することは考えにくい。両名の氏が「おおた」という字を共有していることで混記したことが考えられ、大田候補に投票する意思が類推されるので、大田候補の有効投票と判断する。

(7) 別記1－8 (「おおた●ろひ●」(以下、「●」は不明瞭な記載。))と記載された投票)

名の一部が「き」のように見え、「きろひき」と記載しているように見えるが、他の候補者でこのような名の者はおらず、氏については「おおた」と鮮明に記載している。「ひ」と「き」の音が似ていることから、名の一部を誤記したものと解するので、大田候補の有効投票と判断する。

(8) 別記1－9 (「●おた●●し」と記載された投票)

氏名が不明瞭であるが、記載全体及びそれぞれの字形の特徴から「おおたひろし」と推察される。「おおた」は大田候補の氏と一致する。「ひろし」については、本件選挙において「ひろし」という名の候補者は存在しない。大田候補の名である「裕之」の「裕」は一字で「ひろし」と読むことから、誤記したものと考えられ、記載全体として大田候補の名に近似していると認められるので、大田候補の有効投票と判断する。

(9) 別記1－10 (「●田●●」と記載された投票)

記載全体は拙劣ではあるが、4文字で「●田●●」と記載されており、氏名の一部が判読困難あるいは誤記と考えられるものであるが、記載全体及び字形の特徴から、選挙人は大田候補に投票する意思をもって記載したものと解するので、大田候補の有効投票と判断する。

(10) 別記2－1 (「とよこかライタ」と記載された投票)

「とよこか」という姓も「ライタ」という名も本件選挙においては存在しないが、「こ」と「お」、「タ」と「カ」の音感が似ていることから、氏名の一部を誤記したものと解するので、豊岡候補の有効投票と判断する。

3 当委員会の判断

本件開披再点検の結果、申出人より指摘のあった候補者4人の有効投票に他の候補者の有効投票とすべきもの又は無効投票とすべきものは認められず、また、無効とされた票からいずれかの候補者の有効投票とすべきものは認められなかったため、選挙会において決定した各候補者の得票数に異動は生じない。

以上のとおり、本件選挙における大田候補と豊岡候補の得票総数による順位の異動はないことから、本件選挙の選挙会が確定したとおり、大田候補の当選は有効である。

よって、本件異議申出には理由が認められず、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和7年12月18日

紀の川市選挙管理委員会
委員長 永田 博敏

教 示

公職選挙法第206条第2項の規定により、この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で和歌山県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

4	3	2	1	番 別 号 記
11-4	11-3	11-2	11-1	番 摘 号 出
市議会議員 こうほしゃしめい 候補者氏名 おあた裕一	市議会議員 こうほしゃしめい 候補者氏名 おあた裕一	市議会議員 こうほしゃしめい 候補者氏名 おあたに裕一	市議会議員 こうほしゃしめい 候補者氏名 おあたに裕一	投 票 の 記 載

8	7	6	5	番 別 号 記
11-8	11-7	11-6	11-5	番 摘 号 出
市議会議員 こうほしゃしめい 候補者氏名 おあたせろと	市議会議員 こうほしゃしめい 候補者氏名 おあたにひろ ゆき	市議会議員 こうほしゃしめい 候補者氏名 大谷ひろゆき	市議会議員 こうほしゃしめい 候補者氏名 おあたひろき	投 票 の 記 載

1 0	9	番 別 号 記
1 1 - 1 0	1 1 - 9	番 摘 号 出
市 議 会 議 員 こう ほ しゃ し めい 候補者氏名 大田裕之	市 議 会 議 員 こう ほ しゃ し めい 候補者氏名 平井ひろし	投 票 の 記 載

1	番 別 号 記
9 - 1	番 摘 号 出
市 議 会 議 員 こう ほ し ゃ し め い 候補者氏名 とよこがライタ	投 票 の 記 載